

## 長崎市消防局が行う転院搬送に係る Q & A

Q1 転院搬送の要請基準を満たして、救急車を要請した場合、救急車はすぐに出場してきてくれるのか。

A1 転院搬送の要請後であっても、緊急度が優先される事案（心肺停止が疑われる傷病者や、交通事故等で大けがをした傷病者が発生した場合など）を受報し、他の救急隊が対応できない場合は、そちらを優先させることもあります。

Q2 事前に救急車を予約して、転院搬送を要請することは可能か。

A2 救急車は、事前に予約をすることはできません。ただし、重篤な病態で、救急車以外に搬送手段がなく、事前に医療用機材（ECMO など）の積込みのシミュレーションが必要な場合などは対応を検討します。

Q3 搬送先医療機関の確保に当たり、患者に対する緊急処置を中断できない手不足の場合などに、搬送先医療機関の選定を消防機関に手伝ってもらうことは可能か。

A3 患者に対する緊急処置などで手不足の場合、救急隊が搬送医療機関の選定を行うこともあります。

Q4 患者の緊急性が高く処置を中断できない場合も、救急隊に転院搬送依頼書を提出しなければならないか。

A4 転院搬送依頼書は原則、救急隊が要請元医療機関に到着した際に提出してください。ただし、処置等により記載する暇がない場合は、救急隊へ口頭で引継ぎ、搬送先医療機関に到着するまでに同乗する医師又は看護師が記載を行ってください。なお、医師又は看護師が同乗できない場合は、依頼書への記載内容を聴取し、救急隊が代筆します。

Q5 医師又は看護師が同乗できない場合はどうしたらいいか。

A5 医療体制の確保等の理由により、医師又は看護師の同乗ができない場合は、患者、家族及び搬送先医療機関等へ救急隊のみで搬送することについて了承を得て、到着した救急隊員へ必要な申し送りを行ってください。

Q6 転院搬送の要請基準に該当しない場合の代替手段を教えてください。

A6 本局では「長崎市消防局患者等搬送事業者に対する指導及び認定に関する要綱」を制定し、当該要綱により認定を受けた事業者一覧を本局ホームページに掲載しています。



消防局 HP

[QRコード読み取り](#) ⇒ 救急関係 ⇒ 「患者等搬送事業者の認定制度について」

Q 7 患者の症状に適応した医療機関が長崎市消防局の管轄（長崎市、長与町及び時津町）以外にあり、当該医療機関を受入れ先として確保した場合は、転院搬送を要請してもよいか。

A 7 患者の症状に応じた最も近い医療機関への搬送が基本となりますが、本局の管轄（長崎市、長与町及び時津町）に患者の症状に対応可能な医療機関がない場合は、緊急性を考慮し対応を検討します。また、緊急度・重症度が高く、ドクターヘリ等の要請を考慮する必要がある場合、次の問い合わせ先へ連絡してください。

機体名	問い合わせ先	備考
ドクターヘリ長崎	長崎医療センター（代表）0957-52-3121	ドクターヘリ搭乗医師又は救命救急センター医師と調整を行う。
長崎県防災ヘリ	（平日 9~17 時半）警防課 095-822-0448 （上記以外） 指令課 095-822-0461	ドクターヘリが対応困難である場合に、消防局と調整を行う。

Q 8 転院搬送の要請基準に該当しないと考えられる事例を教えてください。

A 8

【事例 1】 移動手段あり 検査目的 緊急性なし

高齢者施設内で発熱したため、施設の車でクリニックを受診したところ、血液検査で炎症反応を認めた。状態は安定していたが精密検査が必要となったため、救急車を要請し、近隣の関連医療機関へ転院搬送となった。

【事例 2】 ベッド満床 緊急性なし

大腿骨骨折で救急搬送され入院していた。数日後、患者の状態が安定し、院内のベッドが満床となったため、救急車を要請し救急病院からリハビリ専門病院へ転院搬送となった。

【事例 3】 自力受診可能 緊急性なし

鼻出血で耳鼻咽喉科クリニックを自力受診し止血処置後、引き続き専門治療が必要となったため、バイタルが安定し歩行可能であったが、救急車を要請し、他の医療機関への転院搬送となった。

Q 9 本運用（要領）の問い合わせ先を教えてください。

A 9

問い合わせ先（平日 9~17 時半）	
〒850-0032 長崎市興善町 3 番 1 号 7 階 長崎市消防局 警防課救急救助係	TEL : 095-822-0448 FAX : 095-829-1067
	MAIL : shoubo_keibo@city.nagasaki.lg.jp